

資料 5

出雲市提出15項目に関する整理

課題2

項番	課題の内容	清家委員整理(私見)	考え方 (提出者: 石飛裕司 松尾治幸)
1	<p>中国電力は来島ダムの環境放流量を常時2m³/sとし、渇水時には、環境放流を最優先し、農業用水などの維持流量が不足しないように来島ダムからの環境放流量を毎秒2トン以上放流するものとする。</p>	<p>放流量(現状)について ①来島ダム:常時2m³/S(環境放流量) , ②志津見ダム:「馬木地点」における正常流量(かんがい期:4.4m³/S, 非かんがい期:3.1m³/S)を確保するため、渇水時には補給している。 したがって、馬木地点における正常流量は確保され、かんがい用水取水量も確保されているものと理解している。</p>	<p>放流量(現状)について ①来島ダム:常時2m³/s(環境放流量)、②「志津見ダム:「馬木地点」における正常流量(かんがい期:4.4m³/s, 非かんがい期:3.1m³/s)を確保するため、渇水時には補給している」ことに関しては、馬木地点における現在の正常流量は確保されていることは認識している。 ただし、現在の正常流量には、平成9年の河川法年改正による河口閉塞に関する流量が加算されていなく、河川維持流量が不足している。</p> <p>本来、神戸川の流域に降った水が神戸川に流れていたため、豊水流量が多く河口閉塞が少なかったのが、現在流域を超えた分水により馬木地点において年間3ヶ月程度は、完全河口閉塞の原因となる毎秒10トンを下回る日が多くなり流況が悪化した。 このことは、国交省の神戸川馬木地点における、昭和36年からの流況表を見れば明らかであるように、渇水流量、最小流量、基準渇水流量を見れば明らかであり、平成30年度までの流況表を明示されたい。</p> <p>来島ダムの環境放流量を毎秒2トン以上とすることで、志津見ダムの常時満水位が多くなり、志津見ダム上流の降雨時における神戸川の流況が改善される。多少でも河口閉塞の改善できる適正な環境放流量とは、いくらなのかの検討が必要である。 神戸川は流量不足により一年中河口閉塞が解消しないので、国交省により航路確保や、魚類遡上などの目的で河口掘削されている。 河川流量不足による河口閉塞が続く、川から海(大社湾)への土砂供給不足が最も大きな原因で外圍海岸、湊原海岸は数十メートルに及ぶ大きな海岸侵食が進行していると考えられる。昭和28年時点で建設省土木研究所により神戸川から江の川に分水することで、馬木地点で毎秒10トンを下回る日が続けば完全河口閉塞となることが示されている。(島根県企画室「神戸川電源開発の歩み」 P9～P18昭和31年2月発行より「河口閉塞とその防止対策について 神戸川における河口処理の一例」建設省土木研究所 工学博士 佐藤清一)</p> <p>そこで、来島ダムにおける流入量、放流量、発電取水量の流量データと馬木地点における毎秒10トンを下回る日数を算出するために国交省の流量データ(昭和36年よりの観測データ)を元に馬木地点での57年間の流況表を作成し(平成23年までは神戸川再生推進会議作成済み資料)その資料から分水していた場合と分水しなかった場合をデータ整理し分水による影響で、年ごとに何日間10トンが下回るようになったのかを明らかにされたい。来島ダムからの分水後中国電力と島根県との昭和29年7月の協定書により、河口閉塞の工事費1600万円を当初は支出していたが今は一切支せず、国費のみで賄われているのはなぜか明らかにされたい。中国電力は河口閉塞は、解消されたという認識を確認したい。また中国電力が何時から何時まで河口閉塞の費用を負担していたのか、またいつまで県で河口掘削を行っていたのか、なぜやめたのかという理由も明確にされたい。</p> <p>来島ダムから江の川に年間平均毎秒約4.5トン程度は分水していることから、渇水時には中国電力としては志津見ダムだけの補給に頼らず来島ダムから毎秒2トン限度とせずどうしたら毎秒2トン以上補給できるかを検討して頂きたい。渇水時に来島ダムから毎秒2.5トン程度の流量を補給し、志津見ダムの常用洪水吐の常時満水位に近づけることで、下流の低水流量、平水流量、豊水流量が改善されることは明白である。その結果、上流で雨が降れば川の石が転がり、石に苔が生えるのが促進され水質は浄化される。志津見ダムの水がため池状態となり来島ダムの腐った水の流入でさらに腐っている。上記来島ダムからの流量の減少から常時満水位から低下し、志津見ダム下流の豊水流量、平水流量の流況が減少し、神戸川全体の水質の悪化や海岸侵食に拍車がかかっている。中国電力は、昭和29年時点において、島根県と農業者団体、出雲市などとの「覚書」を承知しているのは明らかであり、来島ダム工事着工前でもあり毎秒2トン以上放流できる環境放流口を設置していないとすれば、工事の瑕疵であり改善されたい。</p>
	<p>下流の農業用水不足について(馬木堰からの取水量が確保されているのに、なぜかんがい用水不足が生じるのか?) ①用水路から漏水発生(出雲市)⇒ 要改善(用水路の捕集) ②用水管理の不徹底⇒ 用水管理(配分)の要徹底 この問題については、先ず「十間川水問題検討会」でしっかり議論されたい(慣行水利権→許可水利権への切替えも含めて)。</p>	<p>現在十間川の取水量は、確保されている状態とは言えず、特に小浜取水堰およびその下流域では正常流量も確保できず、神西湖の維持流量も全く不足している状態である。昭和28年当時は、馬木水門付近で毎秒2.35トン程度流れていたとされるが現在は毎秒2トン程度である。 慣行水利権には、決められた流量は設定されない。 平成29年より十間川水問題検討会において、出雲市、出雲県土整備事務所、流域住民との協力で、この2年間で漏水対策や様々な農業用水の確保について前向きに支援のもと改善傾向にはある。しかし2級河川十間川は、流量が定められていない慣行水利権のある用水路でもあるが、通常の2級河川の役割もあり河川が途中で寸断された場所もあり、様々な問題が山積している。馬木地区では道路拡張のため、2級河川十間川の河積断面不足が発生しており、流量が確保できない状況にある。 この十間川水系こそが、来島ダム建設において最も猛烈な反対運動をおこし、農業用水不足や、河口閉塞から塩害などが予測されたところであったことで、中国電力の負担もあった。馬木から神西湖までの3面コンクリート用水路が築造された経緯があり、今でも中国電力の負担による、用水路の修繕工事が行われている。</p>	<p>そもそも十間川とは神戸川馬木堰からの2級河川十間川の築造及び取水は、江戸時代にさかのぼり、明治29年の河川法制定以前の1689年に大槻七兵衛翁により大井堰が完成したが水害により壊れ、その後2013年馬木堰が完成した経緯がある。その当時から農業用水のみの目的ではなく、本来朝山、古志、神門、神西地区の河川としての役割も大きなものがあった。 1639年の水害により斐伊川が西流から東流に変わることで、神西地区神戸川左岸に大堤防が築造され、それまで神戸川に流れていた流路が閉鎖状態となり、神西地区は雨が降るたびに排水の逃げ場がなくなため池状態になり、浸水被害が多発するようになったことから、安定した維持流量を十間川に年中流し差海川の河口閉塞を解消する目的でもあった。</p> <p>この川は、慣行水利権のある用水川でもあり、流域の山々の流水を受ける2級河川でもあり神戸川の水により維持流量を確保することで差海川の河口閉塞を解消できる重要な河川でもある。馬木地内では道路拡張により流水の断面が欠損しており確保流量の阻害要因ともなっている。昭和52年発行の斐伊川史にあるように、神戸川の派流であり、神戸川の分派でもある。十間川、差海川は、昭和29年の来島ダムに関する島根県知事、出雲市長、神西村、神戸村などと調印した覚書の第八において、来島ダム分水の影響調査により差海川の河口閉塞塩害問題が明らかになっている。また来島ダムの用水不足の対策として、十間川3面コンクリート用水路を築造したため、十間川の下流の慣行水利である流水が全くなってしまう経緯がある。また新宮川も河川改修事業により、流域と異なる水系に流れており、慣行水利確保流量にも影響が出ており平水流量、低水流量が不足している。 2級河川十間川は、用水専用用水路ではなく、河川としての働きがあるので、許可水利権にし取水制限することは、全く論外であり、差海川河口閉塞に関して、現在島根県の税金を投入して河口掘削しているのに、流量を制限すればますます河口閉塞が促進され、外圍海岸の海岸侵食に拍車がかかる。</p>

項番	課題の内容	清家委員整理(私見)	考え方 (提出者: 石飛裕司 松尾治幸)
2	中国電力は、「馬木地点」において毎秒4.4トン【正常流量】を、来島ダムからの環境放流量により確保するものとする。	「馬木地点」のかんがい期における正常流量の確保は最優先課題であるが、志津見ダムからの補給によって正常流量は確保されていると理解している。したがって、ここでの要求の意図が分からない。まず、「十間川水問題検討会」で、その必要性についてしっかり議論されたい。	「馬木地点」における現在の志津見ダムからの流量補給による正常流量は確保されていることは認識しているが、前記 項番1のことや、本来神戸川流域で流れていた来島ダム上流の水を確保したいということから、志津見ダムに頼ることなく来島ダムから放流してもらいたいということである。その結果として、来島ダムから毎秒2.5トン程度流すことにより、志津見ダムの常時満水位が維持でき、三瓶山のふもとで降雨時には、角井川からの増水で志津見ダムの滞留した水の入替わりができ、水質浄化につながる。神戸川の維持流量不足は、十間川の取水に限った問題ではないと考えている。
3	中国電力は、来島ダム放流量の確認のために「八神地点」において、水位及び流量観測するものとする。	「八神地点」の流量観測は島根県が実施していると理解している。	<p>八神地点の流量観測は島根県ではなく中国電力が実施している。昭和29年3月1日付けの島根県知事から中国電力に対して発行された命令書(現在の水利使用規則)第九条3において「堰堤上流側二カ所(頓原川、下来島)、堰堤下流一カ所(八神)、乙立、窪田、及び神戸堰堰堤点に量水施設をなすこと」とあるが、中国電力は命令書に違反し設置しなかった。その後、昭和39年改正の河川法第45条により当該ダムの操作が当該河川の管理上適正に行われることを確保するため(急激な放流をしないようにするため)決められた。</p> <p>また政令第25条、26条でダム直下流、直上流において流量観測するよう流量計の設置義務が明確になったが再び無視し河川法に違反していた。その後、それぞれの場所にいつ流量観測所が設置されたのか、いまだ設置していないのかを明らかにされたい。</p> <p>流量を計測するためには上流と下流にHQ式のある決められた断面で、何回も水位と流量とを測って、その両者の関係式、水位 流量曲線式(略してHQ式)を作っておき、そのHQ式を用いて任意の時の水位から流量を求める。水位は自記水位計によって連続的に測れるが、流量は連続的には測れないので、このHQ式が常用される。中国電力においてはこの基本的な流量観測の過去の頻度とHQ式のすべてを明らかにされたい。また国交省の馬木地点における流量観測の頻度を明らかにされたい。</p> <p>さらに平成18年水害時には、来島ダムゲート最大放流量毎秒478トンの時に来島ダム下流の八神観測所の流量が毎秒261トンと上流よりも下流の流量が少なくなっており中国電力のデータが信用できないし河川法に違反しているのではないかと思われる。HQ式のための流量観測は頻度とその方法はどのように行っているのかも明らかにされたい。中国電力では流量を算出するための来島ダムや各流量観測所における自記水位記録したものは、パソコンに取り込みその都度破棄するという回答であるが、本来保存義務はないのか確認したい。</p> <p>また来島ダムにおける江の川への分水量(発電取水量)については電話アナウンスも非公開とされており、確認書第3条の信頼関係の醸成を図るためにも電話アナウンスに追加したり、出雲市役所にもリアルタイムで公開すべきである。今後中国電力には、流域住民と真摯に向き合ってもらいたい。</p> <p>島根県が発注した、「神戸川電源開発に伴う下流の農業用水に就て」理学博士 豊原義一氏の報告書をもとに、命令書(昭和29年3月1日)や、覚書(昭和29年7月)が作成された。その報告書によれば、丸山(八神地点約2km上流の来島ダム付近)において、来島ダム流入量毎秒2.5トンを下回った場合には下流の不足が発生すると記載されており現在の流量データからも正確であると考えられる。</p> <p>丸山(来島ダムの流入量が毎秒2.5トンを下回る場合には来島ダムから放流しなければならないとされている。来島ダム流入量が毎秒1.66トンを下回る場合には、貯水池に流入した量と同量の水を、来島ダムから放流せしめねばならない。これは下流耕地の農業用水を確保するための、絶対条件である。昭和28年の中国電力の水利使用の申請書にも農業用水の水は絶対に確保すると記載されているが全く守られず、昭和32年から昭和58年までの55年間の1滴も環境放流をしなかった日は、平均日数は351日であり環境放流量の日平均は毎秒0.24トンであった。このことに関して、中国電力は、確認して回答されたい。八神地点は、来島ダム下流2kmにあり長谷川、獅子川の2つの支流も合流しているが、ここで毎秒2.5トンと支流の年間流量約1トンと合計した約3.5トンが、八神地点の確保流量すべき流量であり、現在の常時環境放流量毎秒2トンでも不足する計算となる。</p>
4	窪田堰・八幡原堰においては来島ダムからの環境放流量と平成25年5月までに減水区間を流れていた流量を加算して放流量を決定する。	既の実施済みと理解している。	昭和28年～平成25年5月までの流入量、水位、発電取水量の越流量の流量のデータと平成25年6月～令和元年8月までの流量データをグラフ化し各堰における流量を明確にしてもらいたい。
5	水利使用期間満了時の時点をもって分水を廃止する。	本協議会には「分水廃止」を決定する権限はない。ここでは、神戸川の水環境を良くするための検討にホーカスした議論となるよう協力願いたい。それに向けた論点整理を「幹事会」に願いたい。	<p>本協議会には「分水廃止」を決定する権限はないことは、承知しているが確認書締結する前提に本協議会において河川環境に関することや分水廃止についても議論する場となった経緯がある。その議論を調整会議において検討されるものと認識している。</p> <p>本協議会において、分水により神戸川の水質や生態系、河口閉塞などにどう影響しているのかを、流量データやその他さまざまな方法により、議論する場にしてもらいたい。本来の神戸川のあるべき姿がなくなっていることによる悪影響を調査する方法も模索しなければならないと思う。昭和31年からの来島ダム分水による、流量データを集計し、分水していかなくなった場合の馬木における流量データ(流況表)を提出してもらいたい。</p>

項番	課題の内容	清家委員整理(私見)	考え方 (提出者: 石飛裕司 松尾治幸)
6	検討組織において、検証方法として中国電力は来島ダムにおける発電を2年間停止した上で洪水ゲートを2年間解放し、本来の流量をそのまま神戸川に流して、分水した時と分水しない時の河川環境の比較検証を実施する。	本協議会には、中国電力に対し、来島ダムの発電の停止を要求する権限はない。	<p>本協議会には、中国電力に対し、来島ダムの発電の停止を要求する権限はないことは承知している。しかし流域住民から中国電力に要求する権利はあり議論する場ともraitたい。</p> <p>中国電力では、昭和31年から命令書を守ることなく、不正に取水していたことが、流量データや、命令書やその他の書面で明らかになってきている。また、昭和57年には流域住民全体が命令書も守らなく神戸川が完全に荒廃したと、島根県議会に請願し採択された経緯がある。その後昭和58年の更新申請書においては、命令書に記載の流量観測所(八神、神戸堰、頓原川、下米島)もつけないまま八神地点で、毎秒3トン程度は最低流さなければ農業用水が不足することも知り得ながら、毎秒0.4トン～0.7トンの確保流量という逆に来島ダムから流量を絞る申請をしたことによる神戸川荒廃による損失は、甚大なものがあると考えられる。毎秒2トンの放流量は年間約6300万トンであり、昭和31年から平成25年まで57年間で35億3100万トン当初の約束から不正に取水したと住民側では考えている。来島ダムへの年間流入量は、平均流入量毎秒6.5トン×86400秒×365日≒約2億トンであり、昭和58年から平成25年までの30年間で常時毎秒2トンとすると(6300万トン×30年=)18億9000万トン不正に取水したと考えると現在の年間取水量(毎秒4.5トン×86400秒×365日≒)1億4千万トンとなり13.5年分に匹敵する。13.5年分を先に取水したと思えば、2年間は、発電を中止し、洪水ゲートを解放したままにすれば、流入量がすべて来島ダムから放流されることになる。</p> <p>当時の出雲市長の回顧録や議事録や島根県の建設省との議事録からすると常時毎秒2トン程度流されていると勘違いしていた本来あるべき姿、64年前の清流自然豊かな神戸川の水を見てみたいと考えるのは、子供でも純粋に考えることであると考え。中国電力が自発的にわずか2年間流してみ、生態系がどう変化するかを見るのも社会貢献ではないかと考える。</p>
7	中国電力は国交省と連携し、志津見ダムの利水容量640万トンが常用洪水吐下端の常時満水位となるように来島ダムの環境放流量を毎秒2トン以上とする。	困難と考える。 理由⇒ 志津見ダムは治水、利水、発電のための多目的ダムであり、治水面では、洪水に備えて洪水調整容量を確保する必要があり、常時満水位を維持できないものと理解している。	志津見ダムは治水、利水、発電のための多目的ダムであり、治水面では洪水に備えて洪水調整容量を確保する必要はあることは、承知している。平常時満水位とは、利水容量640万トンの最高水位であり、常用洪水吐きの下端となり治水目的の流量確保は、常時満水位より上の部分と解釈している。洪水の流量は、常用洪水吐きから、毎秒約900トンまでは放流できるようになっており、常時満水位に水位が常にあることで志津見ダム上流の降雨時における志津見ダムの水質浄化につながる。、来島ダムから環境放流すれば常時満水位を維持できるものと理解している。 中間地点において神戸川の流況を本来の神戸川に少しでも近づけることができる、最も簡易な方法であると考えている。
8	中国電力は来島ダムからの最大取水量を毎秒10トンとする。	本協議会には、それを要求する権限はない。	そもそもこの項目は10年間の水利使用に同意するにあたり、条件提示の為に出したものであり、現時点は協議の対象とはならないと理解している。
9	中国電力は、来島ダムでの取水により河口までが減水区域となり、河川が持っている本来の浄化機能が失われていることを理解し、現象となっている問題に関して定期的な協議の場を設け、関係者及び流域住民と解決に向かう施策を実施する。	論点とすべき事項が漠然とし不明確である。失われた河川本来の浄化機能とは何か？ 本協議会で議論するためには、河川本来の浄化機能とは何を指すのか？問題となっている事象とは何か？について、具体的に提示する必要がある。	来島ダムの取水により、降雨時でも河川流量が安定している為のみお筋が固定され、河原の消失、護岸アーマー化、河川内の石のはまり石化、泥の堆積、水草の繁茂、水生昆虫の異常発生、石の供給不足によるコケ不足、ヘドロの堆積、そして河口閉塞といった本来の浄化機能が失われ、河川環境が著しく悪化している。 来島ダムから、河口までの減水区域となっているのを、流量データからどれだけ減水しているのかを、流況表をもって説明してもらいたい。
10	中国電力は河川本来が持っている浄化機能が来島ダムでの取水により、ヘドロの堆積、河床のアーマー化、砂利の供給不足、水草の繁茂、異常繁殖生物の繁殖等が広がっていることを理解し、その浄化機能回復を行う来島ダムの操作規定の見直し等の施策を講じる。	本協議会で議論するにあたって、論点を明確にするために、問題点をより具体的に提示する必要がある。 ダムの建設による河床のアーマー化や砂利の供給不足は、一般に知られた事象であるが、例えば、どこの水域(地点)で起こり、それによってどのような問題が生じているのか、を具体的に提示されたい。 ①ヘドロの堆積、②河床のアーマー化、③砂利の供給不足、④水草の繁茂、⑤異常繁殖生物の繁殖、それぞれについて整理されたい。	全般に現象の発生地点はダム直下から河口までの全流域で発生している。特定せよと我々に投げかける前に第三者が公正な視点で客観性を持って調査すべきと思う。 砂利の供給不足について、来島ダムにおける堆砂量の推移グラフを提示されたい。 砂利供給の大きな問題は、神戸川全体の河床低下による、橋台の足元が露出や護岸の根入れの減少、海岸侵食などであり河川課が把握していると考え。砂利供給の減少が海岸侵食における調査報告書の作成をお願いしたい。 また来島ダムにおける、平成18年の堆砂量データ改ざんについての内容の説明を求める。
11	中国電力は、戦略的アセスメント(環境影響評価)による再評価書を作成し実施、報告する。ただし、方法書、準備書等のプログラムを作成するに当たり、水域及び陸域の調査地点、調査期間、調査内容、予測方法を協議する。	本協議会の範疇にない。本協議会は「島根県環境影響評価技術審査会」のような諮問会議ではない。したがって、ここに記載の内容について議論できる立場にない。	そもそも「神戸川の河川環境等に関する協議会」は新確認書に基づき設置された委員会であり、長岡出雲市長が第2回会合で15項目を議題として提起した項目を本協議会の範疇にないと回答されるのは、本協会そのものの認識が疑われる。決定する権限が本協議会にはないことは分かるが、首長の進言により発足した協議会が首長の議題を門前払いするとは理解しがたい。来島ダムの問題は分水が起因する問題とダムが起因する問題に分けられる。今、来島ダムで何が起きているかを中立・公平な第三者の調査が急がれるし、共有するデータの基づいて議論をすべきである。アセスと言うと抵抗あるならば、呼び方は問わない。神戸川再生推進会議はダムを反対しているのではなく、分水廃止を求めている流域住民である。分水と言う本質を議題にしないようでは、本協議会そのものの存在が問われるし、首長の発言「2027年3月末に分水を廃止する」ことを議題提起するを思い出し、重く受け止めて協議会を展開すべきである。
12	島根県及び中国電力は、確認書の内容がチェックできる監視体制を構築し、違反が発生した場合には、是正する。	本協議会で今後検討する。協議会で議論するにあたり、まず、「幹事会」で監視体制(案)について検討願いたい。	水利使用法人は過去に改ざんした経緯があり、当法人の報告をそのまま信用するのではなく、第三者によってチェックする体制を整えるべきである。現在は報告された内容で監視している現状である。

項番	課題の内容	清家委員整理(私見)	考え方 (提出者: 石飛裕司 松尾治幸)
13	国交省、島根県及び中国電力は、来島ダム、志津見ダム及び関係者と連携を図り、毎年、ジャスト・イン・タイムな放流を行う。	志津見ダムのフラッシュ放流については、国交省・島根県・中国電力の協力をに基づき不定期に実施してきた経緯がある。今後は、その効果を検証した上で、実施するかどうかを見極めたい。	志津見ダムから16トン5時間程度フラッシュ放流が実施されているが、まったく流量も時間も不足していてフラッシュの効果が出ていない。来島ダムから協力を得て流量と放流時間を増やすべき。
14	中国電力は、来島ダムからの放流水は上流から流入する水質を保った水を放流する。	来島ダムの水深は、ダムサイトで約50mあり(満水位EL361m, 湖底EL311m), EL330~332m付近に水温躍層(二次)が形成され(成層期:4~11月), その上層(表水層)と下層(深水層)では水質が大きく異なることから、水利用は深水層を避け表水層のEL336~361mの範囲で行っている。ちなみに通常水位はEL346~356mにあり約10mの変動幅がある。 来島ダムから神戸川への環境放流2m ³ /Sも深水層を避け表水層の湖水を放流しているもので問題はないものと理解している。事実、水質で、問題視されるような下流域へ影響は観測されていない。	水は貯水すれば当然悪化する。上流の水質を保った水とは、来島ダム湖に流入する前に清水バイパスを通らせて、ダム下流に放流することを求めている。 来島ダムの環境放流口から出る水は、黒く濁っているのが現実であり、その汚濁などの数値化の方法を検討してもらいたい。 従来の水質調査方法以外の透明度や透視度、クロロフィルa調査、濁度調査等を来島ダム直下流の環境放流口付近をはじめ流域全体においても調査してもらいたい。 来島ダム提体から上流約1.6kmに分水の取水口があり、ダム上流約600mには貯留水が滞留しているので、水が腐っているがそこへダム底のヘドロができる過程に発生する硫化水素を含む水に空気を送り込み水質改善されているが、その水が環境放流されると、さらに下流の水が悪化すると考えられる。 空気浄化状態での環境放流の水質試験はされているのか確認したい。 環境放流する水は、頓原川又は神戸川上流部(合流地点より上流)から取水して現在の環境放流施設と同様な施設を設置し、水質の良いものを放流してもらいたい。
15	国交省、島根県及び中国電力は、来島ダムから河口までの水質を定期的に調査し、関係機関に報告する。ただし、関係者から水質の悪化現象が確認され調査の申し入れがあった場合は、双方理解のうえ、調査、報告するものとする。	対応済み 神戸川水系の水質については、国交省・島根県・中国電力の何れも定期的に調査を実施してきており、その結果報告は本協議会でもなされてきた。また、水質悪化の兆候等が観察され、それに対する調査の申し入れがあった場合には、適宜、対応がなされてきた、と理解している。	水質項目にはと透明度、透視度、シルト量等は対象となっていない。調査項目に関しては相談もない。また、来島ダム直下で黒い水が流れたが、瞬間的なもので通報しても捉えることができない。ただ、以前よりも対応をしてもらっている事と思う。